

様式第8号（第7条関係）

伊達市私道舗装整備に関する協定書

代表申請者（以下「甲」という。）と伊達市（以下「乙」という。）は、「伊達市私道舗装整備要綱」（令和2年告示第 号。以下「要綱」という。）に基づく舗装整備の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 本協定に用いる用語の意義は、次の各号の定めるもののほか、要綱の定めるところによる。

- (1) 関係者 当該私道の土地所有者、当該私道に係る建築物の所有者及び沿道住民をいう。
- (2) 継承者 本協定を締結した後、関係者から協定に係る土地または建築物の所有権を取得した者をいう。

（協定する私道の位置）

第2条 協定する私道の位置は、別紙に掲げる地番とする。

（工事の施行及び費用）

第3条 工事の施行は乙が行うものとし、乙は必要な範囲において当該私道の敷地に立入り、または使用することができる。

- 2 乙は、工事の施行に当たり、これを第3者に委託し、又は請け負わせることができる。
- 3 乙は、工事に要する費用の全部を負担するものとする。

（工事完成の通知及び所有権の帰属）

第4条 乙は、工事が完成したときは、甲へその旨を通知するものとし、当該通知日をもって工事目的物の所有権は、甲及び関係者の帰属とする。

（継承者）

第5条 継承者には、本協定の効力が及ぶものとする。

（協定事項）

第6条 甲及び関係者は、要綱第8条及び次に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 私道を将来とも公衆用道路として取り扱い、通行する者を制限しないこと。
- (2) 私道敷地内には、通行に支障となる新たな建築物及び工作物等を築造しないこと。
- (3) 所有権を移転する際に、本協定が継承者に継承されることを説明すること。

（乙の免責）

第7条 乙は、自然災害その他不可抗力によるものを含め、当該私道についての瑕疵担保責任その他一切の責任を負わないものとする。

（定めのない事項等の処理）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 代表申請者 住所
氏名

乙 伊達市長

